

電気供給業を行う法人の事業税は「収入金額課税」となります

収入金額課税について

法人事業税の課税標準は、電気供給業等以外の事業（所得金額課税事業）にあつては「所得金額」、電気供給業等にあつては「収入金額」とされています。

このため、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）の固定価格買取制度の実施などにより電気供給を開始した場合は、電気の供給を始めた事業年度から電気供給業に該当し、法人事業税は、各事業年度の収入金額（※）を課税標準とした収入割にて申告していただくこととなります。（地方税法72条の12第1項第2号）

なお、現に電気を供給しているという実態があれば、電気事業法に基づく許可等を要する事業であるか否かを問いません。（地方税法の施行に関する取扱について（道府県税関係）3章4の9の2）

収入金額について

$$\text{収入金額(課税標準)} = (\text{A})\text{収入すべき金額の総額} - (\text{B})\text{控除すべき金額}$$

◎課税標準となる収入金額

原則として電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入）となり、電気供給業の事業収入に係るすべての収入が含まれます。具体的な計算としては、(A)収入すべき金額の総額から(B)控除すべき金額を差し引いた金額が課税標準となる収入金額となります。

(A)収入すべき金額の総額

各事業年度において収入することが確定した金額でその事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入となります。

① 消費税の取扱い

- ・消費税課税事業者が料金と併せて収入する消費税の金額は、収入金額に含めません。
- ・消費税免税事業者の売上等については、収入した金額の全体によって収入金額を算定してください。
- ・国に納付することなく自社の収入となった消費税の金額は、収入すべき金額に含まれます。なお、控除すべき金額には該当しないため、収入すべき金額から控除することはできません。
- ・消費税還付金は、支払った税金が過大であったため払い戻されたものであり、収入すべき金額には含まれません。（消費税以外の租税の還付金も同様。）
- ・消費税還付加算金は「受取利息」に該当するものと解されるため、収入すべき金額に計上した上で控除される金額として控除してください。（消費税以外の租税の還付金加算金も同様。）

② その他の「収入すべき金額」に含まれないもの

- ・貸倒引当金戻入益、債務免除益等の実収入の伴わない収入、保険金解約返戻金 等
- ※収入すべき金額に含まれるか疑義が生じる場合にはお問い合わせください。

(B)控除すべき金額

- | | |
|-----------------------------------|---|
| ○ 国又は地方団体から受けるべき補助金 | ○ 電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額 |
| ○ 固定資産の売却による収入金額 | ○ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条の賦課金 |
| ○ 保険金 | |
| ○ 有価証券の売却による収入金額 | |
| ○ 不用品の売却による収入金額 | |
| ○ 受取利息及び受取配当金 | |
| ○ 需要者等から収納する工事負担金等 | |
| ○ 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等 | |
- ※このほか、法附則によって時限的に規定されている控除額があります。（ホームページ参照）

税額計算について

法人の種類	税区分	税率	課税標準
① ②以外の法人	法人事業税収入割	0.75%	収入金額（※2）
	法人事業税所得割	1.85%	所得
② 資本金1億円超の法人（※1）	法人事業税収入割	0.75%	収入金額（※2）
	法人事業税付加価値割	0.37%	付加価値額 （報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料）
	法人事業税資本割	0.15%	資本金等の額
上記①②いずれも	特別法人事業税	40.0%	法人事業税収入割

（※1）「資本金」とは各事業年度末の資本金の額または出資金の額をいいます。

（※2）令和2年4月1日以降に開始する事業年度から適用されます。なお、電気供給業とその他の事業を併せて行う場合、その他の事業に係る所得割（及び付加価値割、資本割）の税率は、上記税率ではなく、従来通りの所得金額課税法人（又は外形標準課税法人）の税率を適用します。

電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行う場合

原則	電気供給業とその他の事業（所得等課税事業）のそれぞれの事業部門ごとに区分計算を行い、それぞれの事業部門ごとに課税標準及び税額を算定してください。	①電気供給業→ <u>収入割及び所得割</u> 又は収入割、付加価値割及び資本割 ②その他の事業→ <u>所得割（及び付加価値割、資本割）</u> ・上記①と②の合算額により申告してください。
例外	主たる事業に比較して、従たる事業が社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の <u>軽微なもの</u> である場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業の課税方式により課税標準及び税額を算定することができます。	・左記の「 <u>軽微なもの</u> 」の判定は、一般に当該事業の売上金額が主たる事業の売上金額の <u>1割以下</u> であり、かつ、事業の経営規模の比較において他の同種類の事業と権衡を失しえないものとされています。

電気供給業とその他の事業の両事業部門に共通する収入金額又は経費があるときは、これらの共通収入金額又は共通経費を両事業部門の売上金額など最も妥当と認められる基準によってあん分してください。参考例として、区分計算書の参考様式を山梨県総合県税事務所のホームページに掲載していますので御活用ください。

申告書に添付する書類

一般的な法人が申告書に添付する書類以外に、次の書類の添付が必要となります。

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| ① 収入金額に関する計算書（第6号様式別表6） | ④ 収入金額算定の基礎資料（雑収入内訳等） |
| ② 貸借対照表及び損益計算書 | ⑤ 所得金課税を併せて行う場合 |
| ③ 法人税申告書別表4の写し | → 区分計算書（県HP参照） など |

よくある質問について

Q1 中間（予定申告）は必要ですか？

A1 収入割を申告する法人で事業年度が6月を超える普通法人は、法人事業税については、必ず中間申告納付（予定申告又は仮決算に基づく中間申告）をすることとなっています。

Q2 まだ電気供給を開始していない場合の事業年度の課税はどうなりますか？

A2 現に電気の供給を開始していない間は、法人事業税における「電気供給業」に該当しないため、所得割（資本金1億円以上の法人については、付加価値割及び資本割を含む）により申告してください。

－お問い合わせ先－

山梨県総合県税事務所 事業税課法人担当 TEL：055-261-9116